

ております。

第一に、文部科学大臣は、条約の規定により算定される額の拠出金に要する費用に充てるため、各原子力事業者から、毎年度、一般負担金を徴収することとしております。また、原子力事業者が賠償する原子力損害の金額が政令で定める額を超えた場合は、当該原子力事業者から特別負担金を徴収することとしております。負担金の額の算定については、拠出金の額等の事情を考慮して、政令で定めることとしております。

なお、この法律案は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとしております。

次に、原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案について内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、原子力事業者間の核燃料物質等の運搬により生じた原子力損害の賠償責任に関する特約及び求償権に関する特約は書面によることとし、原子力事業者は、他にその損害の発生の原因について責めに任すべき自然人があるときであつて、当該損害が当該自然人の故意により生じたものである場合は、その者に対する求償権を有することとしております。

第二に、核燃料物質等の運搬に係る原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約については、保険者及び政府は、当該運搬の開始後その終了までの間においては、これを解除することができないこととしております。

なお、この法律案は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとしております。

容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○西川委員長 これにて両案の趣旨の説明は終りました。

○西川委員長 この際、お諮りいたします。

<p>○西川委員長 これより質疑に入ります。</p> <p>○西川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。</p> <p>〔異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>○西川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。</p> <p>○西川委員長 おはようございます。自由民主党、富岡勉でございます。</p> <p>本日、下村大臣におかれましては、常日ごろから、教育改革、銳意本当に努力され取り組まれておられますことを、ますもつて敬意をもつて表したいと思います。</p> <p>きょうの議題と申しますのは、原子力損害の補完的な補償に関する条約、コンベンション・オブ・サブリメンタリー・コンベンション・オブ・フォーニューカリア・ダース、以後CSC条約と呼ばせていただきます。ちょっと毛色の変わったような議題ではござりますけれども、文部科学行政にとつても、また外交上も大変重たい条約の審議だと私自身は思うわけでございます。</p> <p>なぜかと申しますと、スリーマイル島そしてチエルノブリ、いろいろな事故に対する補償、賠償が問題になつてまいりました。我が国においても、残念ながら、福島の事故によって今もつてなお非常に甚大な被害をこうむられる方たち、賠償問題が現実にあるわけでございます。いつこの加害国あるいは被害国になるかもしれない。</p>	<p>務省大臣官房審議官中村吉利君、文部科学省初等中等教育局長小松親次郎君、研究開発局長田中敏君、資源エネルギー庁原子力損害対応総合調整官森本英雄君及び資源エネルギー庁電力・ガス事業部長多田明弘君、以上の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」と呼ぶ者あり）</p> <p>○西川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。</p> <p>○西川委員長 おはようございます。自由民主党、富岡勉でございます。</p> <p>本日、下村大臣におかれましては、常日ごろから、教育改革、銳意本当に努力され取り組まれておられますことを、ますもつて敬意をもつて表したいと思います。</p> <p>きょうの議題と申しますのは、原子力損害の補完的な補償に関する条約、コンベンション・オブ・サブリメンタリー・コンベンション・オブ・フォーニューカリア・ダース、以後CSC条約と呼ばせていただきます。ちょっと毛色の変わったような議題ではござりますけれども、文部科学行政にとつても、また外交上も大変重たい条約の審議だと私自身は思うわけでございます。</p> <p>なぜかと申しますと、スリーマイル島そしてチエルノブリ、いろいろな事故に対する補償、賠償が問題になつてまいりました。我が国においても、残念ながら、福島の事故によって今もつてなお非常に甚大な被害をこうむられる方たち、賠償問題が現実にあるわけでございます。いつこの加害国あるいは被害国になるかもしれない。</p>
--	---

<p>○西川委員長 おはようございます。自由民主党、富岡勉でございます。</p> <p>我が国が、いろいろな条約がある中でCSCの条約を締結する、また、それに伴つてこの国内法の整備をする、なぜこのタイミングでやるのか。随分昔からいろいろな条約があり、加入をしていなかつたわけでございます。</p> <p>このCSC、国際原子力機関でのこの条約も、一九九七年に既に採択されており、その後、アメリカを始めとして五カ国が加盟しております。CSCの拠出金制度や原子力損害賠償についての国際ルールは、原子力事故時の賠償の充実や、被害者の迅速かつ公平な救済などに資するものがあると考えております。</p> <p>本件、この条約については、米国のエネルギー長官から大臣に、そういう関係閣僚に締結要請があつたとも仄聞しておりますけれども、なぜ今までのタイミングでCSCを締結し、国内関連法を整備することとしたのか。</p> <p>まず、基本的な大臣のお考えをお聞かせいただけばと思います。</p>	<p>わざでございますが、この歴史をちょっと振り返つてみると、一九六八年に発効したパリ条約では、その最低賠償額が、日本円に直しますと二十三億円、あるいは改訂条約がしておるのを見ても九百六十億円、ウイーン条約に至つては、一九七七年に発効した賠償最高額はわずか五億円であります。</p> <p>今、これが改正をされようとして、ウイーン条約も改訂がされようとしておりますけれども、こういった条約がありますが、今の我が国においての賠償額に比べると、実際に損害が発生して四兆円とも五兆円とも言われる我が国としたら、なかなか低額であるということがまず一点指摘されるのではないかと思います。</p> <p>そこで、今回のCSC条約においてこの金額を見ると、四百七十億円という金額が出てきております。</p> <p>なかで、このCSC条約においてこの金額を出るのではないかと思います。</p> <p>それでは、CSCの賠償額が出てきておりません。</p> <p>このため、早期のCSCの締結の承認と関連法案の成立が必要であると考えたわけでございます。</p> <p>このため、早期のCSCの締結の承認と関連法案の成立が必要であると考えたわけでございます。</p>
--	---

<p>○西川委員長 おはようございます。自由民主党、富岡勉でございます。</p> <p>まず、基本的な大臣のお考えをお聞かせいただけばと思います。</p> <p>○中村政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>原子力損害賠償条約といたしましては、先生御指摘のとおり、パリ条約、ウイーン条約、そしてこのCSC条約、三系統が存在をいたしますが、最も新しいCSC条約は、締約国、署名国の地理</p>	<p>者との迅速かつ公正な救済等が図られると考えます。</p> <p>特に、福島第一原子力発電所事故の当事国として、原子力損害に関する国際的な賠償制度の構築に貢献することが我が國の責務でありまして、CSCの発効後は、近隣諸国等に働きかけを行い、アジア環太平洋地域等における国際的な原子力損害賠償の枠組みの構築に努めていくことが必要であると考えました。</p> <p>このため、早期のCSCの締結の承認と関連法案の成立が必要であると考えたわけでございます。</p> <p>このため、早期のCSCの締結の承認と関連法案の成立が必要であると考えたわけでございます。</p> <p>このため、早期のCSCの締結の承認と関連法案の成立が必要であると考えたわけでございます。</p>
---	---

留保が受諾をされた場合には、当該受諾国との関係におきまして、留保に関しまする条約の規定を留保の限度において変更する効果を持つというようになりますが、今後、締約国に受諾を働きかけるよう努力をしてまいりたいとうように考へておるところでございます。

○富岡委員 ゼヒ、条約ですので不利にならないよう、しかし、リーダーシップをとつていただきくようにお願い申し上げ、私からの質問を終了いたします。

ありがとうございます。

○西川委員長 次に、青山周平君。

○青山委員 自民党的青山周平です。おはようござります。

本日は、質問の機会を頂戴いたしまして、ありがとうございました。先ほどに引き続きまして、CSCに伴う国内法の整備に関して質問をさせていただきます。

先ほど富岡委員から、この条約に関する意義について多くの質問をいたいたところであります

が、私も、国内法の整備においては、まさにこのCSCに入る意味というのものが重要なところだと思いますので、その点で、一矢質問をまことにさせていただきたいと思います。

実は、今回調べましたら、今から六年前、平成二十年に既に、CSCを含めて、文部科学省の検討会、原子力賠償制度の在り方に関する検討会において、原子力賠償制度についての国際条約に入れるか入らないか検討がなされていると思うんです

が、その時点では、直ちに我が国が国際条約に参加しなければならないという結論に至ったのか、まずお伺いをさせていただきたいと思います。

○田中政府参考人 ただいま先生が御指摘をいたしました報告書にも、その記述がございます。

その記述を、若干概要を御説明申し上げたいと思

います。

○田中政府参考人 ただいま先生が御指摘をいたしました報告書にも、その記述がございます。

現時点で直ちに我が国が国際的枠組みに参加し

なければならぬ状況にはないのは以下の状況にあります。

さわしい水準の国内制度を有していること、そして、他の原子力利用国と相互に陸続きで国境を接していないこと、そして、周辺諸国

の姿勢は必ずしも明らかではないこと、こういうような状況にはないといふに判断した理由として掲げられてございます。

○青山委員 理由はよくわかりましたが、では、今CSCの締結に向けて議論がなされているわけ

であります

が、例えば原賠法によって、被害者の保護、原子力産業の発達のための法整備は十分で

きていたということ、また、陸続きでないのも、今締約しているところも、手を挙げているところ

も含めて陸続きではないですし、国際条約につい

ては、近隣諸国、輸出先の国等がともに締結しなければ意味がないことですが、なぜ、今回この締約に踏み切ったのか、締結に向けて今審議がなされているのか、お答えいただきました

いと思います。

○下村国務大臣 先ほど田中局長から答弁があり

ましたように、今まで、直ちに原子力損害賠償の国際枠組みに参加しなければならないという直

近の、緊急の状況はなかった。しかし一方で、從

来から、アジア諸国が参加する可能性や、我が国

原子力損害賠償制度との整合性等を踏まえて、三

系統ある条約のうちCSCを最も有力な候補として、加盟に向けた検討も一方で行つてきたというこ

とも事実であります。

そうした中で、特に福島第一原子力発電所事故

後におきまして、事故の当事国として、原子力損害に関する国際的な賠償制度の構築に貢献すると

いうことが我が国の責務である、また、CSCの

発効後は、近隣諸国等に働きかけを行い、アジア

環太平洋地域等における国際的な原子力損害賠償の枠組みの構築に努めていくことが必要である、

こういったことが改めて認識されたため、我が国と

しても早期にCSCを締結する必要があると考え

いました。

○田中政府参考人 恐縮でございます。

○田中政府参考人 CSCの意義というのは、再三にわたって

大臣からも御説明申し上げているとおり、原子力

損害に関する国際的な賠償制度の構築への貢献、そして、被害者の公平かつ迅速な賠償の実現といふに考えてございます。

原子力事故というのは決して起こしてはいけないというふうに思いますけれども、万々が一起

にこの六年間、国際状況が大きく変化している

といふふうに思っています。

そこで、二つの質問をさせていただきました

ところですが、先ほど富岡委員のときの質問の中

で、CSCの意義についてお話をいたいており

ました。ただ、今の御答弁と、閣議決定以降、新聞など報道各紙から言われるところとちょっと

意義が違つて伝わっているようなところがあると

いうふうに感じております。

例えば十月二十六日の毎日新聞では、

効果が大きいのは、原発輸出の方だろう。日

本企業の輸出先がCSC締結国なら、事故が起

きても免責される。政府はアジア諸国などに締

結を働きかける方針だ。文科省の検討会が六年

前まとめた報告書は、CSCを「日米共通の

原子力産業の国際展開の法的基盤としても期待

しうる」と位置づけていた。

安倍政権は、原発依存度低減を掲げている。

「世界一安全な原発の技術を提供できる」と輸出

に前のめりになるのは、自己矛盾ではないか。

といふふうなことが書かれたり、いろいろなどこ

ろで、輸出のためのといふふうなところが多く出

てきておりまして、私は、先ほどの議論を聞いて

おりまして、国際条約、国際の法的基盤、賠償の

基盤をつくっていくことはとても重要だと思うん

ですが、どうしても、売るためなんだ、そんなよ

うな議論になってしまつているようになります。

もう一度、その意義について、しっかりとわか

りやすい形でお答えをいただけたらありがたいと

思います。

○田中政府参考人 恐縮でございます。

○田中政府参考人 CSCの意義というのは、再三にわたって

大臣からも御説明申し上げているとおり、原子力

損害に関する国際的な賠償制度の構築への貢献、そして、被害者の公平かつ迅速な賠償の実現といふに考えてございます。

原子力事故というのは決して起こしてはいけない

といふふうに思っています。

そこで、二つの質問をさせていただきました

ところですが、先ほど富岡委員のときの質問の中

で、CSCの意義についてお話をいたいており

ました。ただ、今の御答弁と、閣議決定以降、新聞など報道各紙から言われるところとちょっと

意義が違つて伝わっているようなところがあると

いうふうに感じております。

例えば十月二十六日の毎日新聞では、

効果が大きいのは、原発輸出の方だろう。日

本企業の輸出先がCSC締結国なら、事故が起

きても免責される。政府はアジア諸国などに締

結を働きかける方針だ。文科省の検討会が六年

前まとめた報告書は、CSCを「日米共通の

原子力産業の国際展開の法的基盤としても期待

しうる」と位置づけていた。

安倍政権は、原発依存度低減を掲げている。

「世界一安全な原発の技術を提供できる」と輸出

に前のめりになるのは、自己矛盾ではないか。

といふふうなことが書かれたり、いろいろなどこ

ろで、輸出のためのといふふうなところが多く出

てきておりまして、私は、先ほどの議論を聞いて

おりまして、国際条約、国際の法的基盤、賠償の

基盤をつくっていくことはとても重要だと思うん

ですが、どうしても、売るためなんだ、そんなよ

うな議論になてしまつているようになります。

もう一度、その意義について、しっかりとわか

りやすい形でお答えをいただけたらありがたいと

思います。

○田中政府参考人 恐縮でございます。

○田中政府参考人 CSCの意義というのは、再三にわたって

大臣からも御説明申し上げているとおり、原子力

損害に関する国際的な賠償制度の構築への貢献、そして、被害者の公平かつ迅速な賠償の実現といふに考えてございます。

原子力事故というのは決して起こしてはいけない

といふふうに思っています。

そこで、二つの質問をさせていただきました

ところですが、先ほど富岡委員のときの質問の中

で、CSCの意義についてお話をいたいており

ました。ただ、今の御答弁と、閣議決定以降、新聞など報道各紙から言われるところとちょっと

意義が違つて伝わっているようなところがあると

いうふうに感じております。

例えば十月二十六日の毎日新聞では、

効果が大きいのは、原発輸出の方だろう。日

本企業の輸出先がCSC締結国なら、事故が起

きても免責される。政府はアジア諸国などに締

結を働きかける方針だ。文科省の検討会が六年

前まとめた報告書は、CSCを「日米共通の

原子力産業の国際展開の法的基盤としても期待

しうる」と位置づけていた。

安倍政権は、原発依存度低減を掲げている。

「世界一安全な原発の技術を提供できる」と輸出

に前のめりになるのは、自己矛盾ではないか。

といふふうなことが書かれたり、いろいろなどこ

ろで、輸出のためのといふふうなところが多く出

てきておりまして、私は、先ほどの議論を聞いて

おりまして、国際条約、国際の法的基盤、賠償の

基盤をつくっていくことはとても重要だと思うん

ですが、どうしても、売るためなんだ、そんなよ

うな議論になてしまつているようになります。

もう一度、その意義について、しっかりとわか

りやすい形でお答えをいただけたらありがたいと

思います。

○田中政府参考人 恐縮でございます。

○田中政府参考人 CSCの意義というのは、再三にわたって

大臣からも御説明申し上げているとおり、原子力

損害に関する国際的な賠償制度の構築への貢献、そして、被害者の公平かつ迅速な賠償の実現といふに考えてございます。

原子力事故というのは決して起こしてはいけない

といふふうに思っています。

そこで、二つの質問をさせていただきました

ところですが、先ほど富岡委員のときの質問の中

で、CSCの意義についてお話をいたいており

ました。ただ、今の御答弁と、閣議決定以降、新聞など報道各紙から言われるところとちょっと

意義が違つて伝わっているようなところがあると

いうふうに感じております。

例えば十月二十六日の毎日新聞では、

効果が大きいのは、原発輸出の方だろう。日

本企業の輸出先がCSC締結国なら、事故が起

きても免責される。政府はアジア諸国などに締

結を働きかける方針だ。文科省の検討会が六年

前まとめた報告書は、CSCを「日米共通の

原子力産業の国際展開の法的基盤としても期待

しうる」と位置づけていた。

安倍政権は、原発依存度低減を掲げている。

「世界一安全な原発の技術を提供できる」と輸出

に前のめりになるのは、自己矛盾ではないか。

といふふうなことが書かれたり、いろいろなどこ

ろで、輸出のためのといふふうなところが多く出

てきておりまして、私は、先ほどの議論を聞いて

おりまして、国際条約、国際の法的基盤、賠償の

基盤をつくっていくことはとても重要だと思うん

ですが、どうしても、売るためなんだ、そんなよ

うな議論になてしまつているようになります。

もう一度、その意義について、しっかりとわか

りやすい形でお答えをいただけたらありがたいと

思います。

○田中政府参考人 恐縮でございます。

○田中政府参考人 CSCの意義というのは、再三にわたって

大臣からも御説明申し上げているとおり、原子力

損害に関する国際的な賠償制度の構築への貢献、そして、被害者の公平かつ迅速な賠償の実現といふに考えてございます。

原子力事故というのは決して起こしてはいけない

といふふうに思っています。

そこで、二つの質問をさせていただきました

ところですが、先ほど富岡委員のときの質問の中

で、CSCの意義についてお話をいたいており

ました。ただ、今の御答弁と、閣議決定以降、新聞など報道各紙から言われるところとちょっと

意義が違つて伝わっているようなところがあると

いうふうに感じております。

例えば十月二十六日の毎日新聞では、

効果が大きいのは、原発輸出の方だろう。日

本企業の輸出先がCSC締結国なら、事故が起

きても免責される。政府はアジア諸国などに締

結を働きかける方針だ。文科省の検討会が六年

前まとめた報告書は、CSCを「日米共通の

原子力産業の国際展開の法的基盤としても期待

しうる」と位置づけていた。

安倍政権は、原発依存度低減を掲げている。

「世界一安全な原発の技術を提供できる」と輸出

に前のめりになるのは、自己矛盾ではないか。

といふふうなことが書かれたり、いろいろなどこ

ろで、輸出のためのといふふうなところが多く出

てきておりまして、私は、先ほどの議論を聞いて

おりまして、国際条約、国際の法的基盤、賠償の

基盤をつくっていくことはとても重要だと思うん

ですが、どうしても、売るためなんだ、そんなよ

うな議論になてしまつているようになります。

もう一度、その意義について、しっかりとわか

りやすい形でお答えをいただけたらありがたいと

思います。

○田中政府参考人 恐縮でございます。

○田中政府参考人 CSCの意義というのは、再三にわたって

大臣からも御説明申し上げているとおり、原子力

損害に関する国際的な賠償制度の構築への貢献、そして、被害者の公平かつ迅速な賠償の実現といふに考えてございます。

原子力事故というのは決して起こしてはいけない

といふふうに思っています。

そこで、二つの質問をさせていただきました

ところですが、先ほど富岡委員のときの質問の中

で、CSCの意義についてお話をいたいており

ました。ただ、今の御答弁と、閣議決定以降、新聞など報道各紙から言われるところとちょっと

意義が違つて伝わっているようなところがあると

いうふうに感じております。

例えば十月二十六日の毎日新聞では、

効果が大きいのは、原発輸出の方だろう。日

本企業の輸出先がCSC締結国なら、事故が起

がありましたので、お答え申し上げます。

先ほど下村大臣からも答弁がございましたよう

に、あの福島原発事故の当事国として、やはり、

このような国際的な賠償制度の構築への貢献をす

るということは我が国の責務であるという点がま

ず一点考えられようかと思います。我が国の締結

によつてCSCが発効するという状態に今あるも

のでございますから、我が国としてその早期発効

に寄与すべきではないかという点がまず一点ござ

ります。

二点目が、事故のときの賠償の充実ということ

であります。事業者への責任集中、そして無過失

責任ということが定められました。これによつ

て、被害者の迅速な救済を図ることができます

し、また、越境、つまり国境を越えた損害に際し

ましても、自国の被害者に対して外国の事業者か

ら公平な賠償というものが確保されることになつ

ております。また、ほかの締約国から、原子力損

害が一定額を超える場合には原資が補填をされる

ことになつておりますので、こうした点も補完的

に意義があろうかと思っております。

加えて言いますならば、裁判の管轄権、事業者

への責任集中等、各国共通のルールを策定すること

によって、原子力事業における法的な予見性を

高めることができることになつております。こ

れは、福島第一原発の廃炉・汚染水対策事業等の

関連で、知見を有する外国の関連企業の活動の我が国における環境整備にも資するものだというふうに考えております。

ありがとうございました。

○青山委員 ありがとうございました。

CSC自体が本当に重要で、入ることによつ

て、例えば近隣諸国にもしっかりと締結をしても

らって、日本の国内で事故が起きたときに、被害

が及んだときの賠償制度はしっかりと確立していかなければいけないということをまた認識させていたときました。

先ほどお話をありました拠出金と、事故が起こつたときには日本に対しては七十億円ぐらいのお金

が入る、額は小さいわけでありまして、今回の福

島の事故に関しては四兆円を超えるお金がもう既に賠償で使われているということです。

このようにしてござりますが、その拠出金に

関して、今回の法律はその拠出金をどういうふうに出していくかという法律でありますので、お伺

いをさせていただきたいと思います。

まず、CSCは締結国各國に拠出金の提供を義

務づけておりますが、その負担金について、それ

ぞれ国内で誰が負担をするかということに関して

は各國の判断に任されていております。

政府提出法案では原子力事業者が負担することと

されておりますが、なぜ原子力事業者が負担する

ことになるのか、お伺いをいたします。

○田中政府参考人 CSCの締結により我が国が

負担義務を負う拠出金に要する費用につきまして

は、原子力事業者が生じさせた場合における我が国

の原子力事業者がCSC締約国による拠出金の受

け手になること、また、原因者負担の考え方か

ら、原子力損害を生じさせた原子力事業者が賠償

に充てるための資金負担を求めることが合理的で

あるというふうに考えますことから、我が国の原

子力事業者が負担をすることが適当だというふう

に考へておきます。

○青山委員 ありがとうございました。

今、負担金をお伺いさせていただいたのはどう

いうことかといいますと、例えば負担金が、電気

事業者が支払うわけですので、その電気事業者に

負担金を求めることによって、その負担分が電気

料金の値上げにつながり、国民の電気料金の負担

がふえるということがあるのかないのか、お伺い

をさせていただきたいと思います。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

今回の法案に基づきまして、一般電気事業者を

含みます原子力事業者は、毎年一般負担金を納付

する義務を生ずることになります。

したがいまして、この負担につきまして、料金

の原価に算入することには合理性はあるものと考

えておりませんけれども、実際にこれを理由に事業

者の方が料金値上げの申請を行うかどうか、これ

につきましては、各事業者の経営判断に属するも

のと考へております。仮に、値上げの申請が行われ

た場合には、電気事業法に基づき厳正な審査を行ふこととさせていただきます。

なお、先ほど御答弁がございましたけれども、

一年当たり一億円強ということござりますの

で、本来、三十法人が負担することになつてお

りますが、これを便宜的に、仮に、原子炉を保有

します九つの電力会社のみで負担するとして、九

した場合に、我が国が拠出する拠出金に充てるた

めの費用として当該原子力事業者から徴収する特

別負担金ということがござります。

それぞれの負担金の金額については政令で定め

るということにしてございますが、現在、極めて

概算いたしますところ、一般負担金の金額とい

うことにつきましては、現在我が国におきまして

は三十社原子力事業者がござりますけれども、そ

の合計額として毎年約一億円強ぐらいになるかな

なりますけれども、最大約七十億円ぐらいかな

とということを見込んでございます。

また、特別負担金の金額ということにつきまし

ては、発生した損害の大きさに応じ決めるこ

とにありますけれども、最大約七十億円ぐらいかな

なりますけれども、最大約七十億円ぐらいかな

社の総電力販売量で単純に割り算をいたしますと、キロワットアワー当たり〇・〇一銭から〇・二銭、こういった水準でございます。

○青山委員 ○・〇一銭というのが、ちょっとと理

解しにくい数字であります。大きな負担になら

ないということは理解ができました。

国際条約を批准するに当たつて国民の負担が

うに感じますので、ぜひその点をしっかりと御指

導いたいだいたいというふうに思つております。

そうしましたら、次に、CSC締結に伴う我が

国の損害賠償への影響についてお伺いをさせてい

ただきたいと思います。

現在、あの福島の事故によつて、我が国では原

子力賠償制度により損害賠償が行なわれていると考

えますけれども、被害者の皆様方

に不安を与えてしまつことがあります。

CSCの締結によつて、福島で行われている損

害賠償に影響が生ずる可能性があるのかないの

か、お伺いをいたしたいと思います。

現在、福島第一原子力発電所事故ではありません。現在の福島第一原子力発電所事故

で行なれた損害賠償の支払いに、何ら影響を与え

るものではありません。引き続き、被災者の方々

に寄り添いながら、迅速かつ適切な賠償を進めて

まいります。

○青山委員 ゼヒよろしくお願ひいたします。

また、CSCの原子力損害の定義は、損害の項

目を列挙されるような形になつておりますが、我

が国の原賠法は包括的に定義が規定されていると

いう違いがあります。CSCの原子力損害には、

現在福島で行われているような損害賠償も含まれ

るのか、今後、同じようなケースが含まれていく

のか、お伺いをしたいと思います。

○田中政府参考人 先生にただいま御指摘いただ

いたとおり、原子力損害の定義につきましては、我

がCSCでは個別に損害項目を列挙している、我が

国の原子力損害賠償に関する法律では包括的な記

述ぶりになつてござります。

ただ、記述ぶりの違いということはござりますけれども、原子力損害賠償法上の原子力損害と条約上の原子力損害の範囲といふことは一致してございまして、CSCを締結しても原子力損害の賠償の範囲に違ひは出てこないというふうに考えてございます。

○青山委員 ありがとうございます。時間となりましたので、これで質問を終わらせさせていただきます。ありがとうございます。

○西川委員長 次に、中野洋昌君。

○中野委員 公明党の中野洋昌君です。

臨時国会もまた文部科学委員としてしつかり頑張らせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

まず、このCSC条約の実施に関連して、二本、法律が改正をされるということで、このCSC条約に加盟をするという動きも、やはり福島原発事故というのが一つの大きな契機になつてゐると思いますので、私、冒頭、まず福島の関係のお話から入らせていただきたいというふうに思ひます。

震災から三年七カ月以上が既に経過をしておりますけれども、ことしの四月の段階で福島県全体の避難者数がどのくらいまだいらつしやるかといふと、まだ約十三万人、四月の段階でいらつしゃる。避難指示区域の中からとていう意味では約八万人まだいらっしゃる、こういう状況でござります。

そのような中で、本年の四月には田村市、そして十月份には川内村、避難指示解除準備区域の避難指示が解除をされるということで、まさに帰還に向けた動きといふのも着實に進んでいるところではないかなというふうに思ひます。

しかし、私も福島県に、ことしも六月に訪問させていただきまして、また楢葉町など、今なお避難をされている方々からお話を伺つたり御要望をいただいたりしておりますけれども、やはり、将来について大変に悩んでいる方がまだまだ多いな

という現状であるというふうに思います。

見通しが立たない、いつ帰れるのかもよくわからない、そうしている間に自分の家というのがどんどんぼろぼろになつてしまつて、これを

どうすればいいのか。新しいところに住めばいいのか、あるいは帰還に向けてまた待つていいと

いけないのか、どうすればいいのか。こういう切

るでスタートをしたい、こういう、いろいろな御要望をされる方がいらっしゃいます。

しかし、このいすれの形でも、しつかりと新生生活がスタートできる、こういう形で、しつかりと

原子力損害についてます補償していく、それを

しっかりと迅速に行つていく、これが非常に大事だ

など、いろいろな御意見を伺つて改めて思つたと

ころでございますので、しつかりと補償していく、また迅速にしていく、こういう点について改

めて御要望させていただきたいと思ひますけれども、経済産業省の方の御意見を伺いたいというふうに思ひます。

○森本政府参考人 お答え申し上げます。

昨年末に文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会におきました、いわゆる中間指針の第四次追補

というものが策定されました。これを受けまして、帰還困難区域等については、「長年住み慣れ

た住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたりて帰還不能となり、そこで生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」ということが規定さ

れております。

これに対します一括の賠償につきまして、東京電力がことしの四月十四日から申請の受け付けを開始させていただき、今、順次支払いがなされて

いるところでございます。

また、住まいということに関しましては、被害者の方の生活の再建を図るための移住等に伴う新しい住居、それから、帰還に伴う住居の建てかえのための費用、こうしたものを作居確保損害とし

て規定されておりまして、ことしの七月二十三日から、これも東京電力が申請の受け付けを開始しております。

被害者の生活再建という観点からは極めて重要な賠償と考えております。これらの賠償が迅速に実施されるよう、引き続き東京電力を指導してまいりたいというふうに思ひます。

○中野委員 しつかりと御対応、よろしくお願ひいたします。

震災からかなり、三年以上経過いたしますと、やはり記憶の風化、あるいは風評被害、これと

しつかり戦つていかないといけない、これを我が党はいつも主張させていただいております。

私は、この委員会の前も、JC議連という議連がございまして、福島から来られていたJCの現役のメンバーの方と、ちょうど意見交換もまさに

ございまして、福島から来られたJCの現役のメンバーの方と、ちょうど意見交換もまさに

ございまして、震災からかなり、三年以上経過いたしましたと、その後徐々に回復して

おります一方、平成二十五年度で約三十二万人と

約七十万人で推移いたしておりました延べ宿泊人

数が、震災直後の平成二十三年度には約十三万人と大きく落ち込みまして、その後徐々に回復して

おります一方、平成二十五年度で約三十二万人と

いうことでござりますので、震災前の五割弱程度にとどまつております。

文部科学省といたしましては、平成二十三年の八月に、各都道府県教育委員会等に対し、観光庁の依頼に基づきまして、風評に惑わされることなく、現地の正確な情報に基づき、福島県への修学旅行等を実施していただきたいという旨の観光庁の意向を周知いたしましたけれども、この状況の厳しい状況と認識しております。

文部科学省といたしましては、平成二十三年の八月に、各都道府県教育委員会等に対し、観光庁の依頼に基づきまして、風評に惑わされることなく、現地の正確な情報に基づき、福島県への修学旅行等を実施していただきたいという旨の観光庁の意向を周知いたしましたけれども、この状況の

復興庁及び観光庁の依頼に基づきまして、改めて同趣旨の復興庁及び観光庁の意向を周知したところです。

それから、この通知を発出いたしましたことを踏まえまして、文部科学省としては、一つには、

教育委員会や校長会などの関係団体に働きかけます。

それから、この通知を発出いたしましたことを踏まえまして、文部科学省としては、一つには、

教育委員会や校長会などの関係団体に働きかけます。

響によりまして、震災から約三年半がたちますけれども、現在においても、福島県への修学旅行など件数が震災前を大きく下回る状況にあると認識しております。

具体的には、修学旅行のみに限ったデータといふものはないんですけども、むしろ修学旅行を含んだ教育旅行のデータといたしまして、福島県観光局のデータによりますと、震災の発生前には約七十万人で推移いたしておりました延べ宿泊人

数が、震災直後の平成二十三年度には約十三万人と大きく落ち込みまして、その後徐々に回復して

おります一方、平成二十五年度で約三十二万人と

いうことでござりますので、震災前の五割弱程度にとどまつております。

文部科学省といたしましては、平成二十三年の八月に、各都道府県教育委員会等に対し、観光庁の依頼に基づきまして、風評に惑わされることなく、現地の正確な情報に基づき、福島県への修学旅行等を実施していただきたいという旨の観光庁の意向を周知いたしましたけれども、この状況の

復興庁及び観光庁の依頼に基づきまして、改めて同趣旨の復興庁及び観光庁の意向を周知したところです。

それから、この通知を発出いたしましたことを踏まえまして、文部科学省としては、一つには、

教育委員会や校長会などの関係団体に働きかけます。

それから、この通知を発出いたしましたことを踏まえまして、文部科学省としては、一つには、

教育委員会や校長会などの関係団体に働きかけます。

それから、この通知を発出いたしましたことを踏まえまして、文部科学省としては、一つには、

教育委員会や校長会などの関係団体に働きかけます。

それから、この通知を発出いたしましたことを踏まえまして、文部科学省としては、一つには、

教育委員会や校長会などの関係団体に働きかけます。

それから、この通知を発出いたしましたことを踏まえまして、文部科学省としては、一つには、

教育委員会や校長会などの関係団体に働きかけます。

それから、この通知を発出いたしましたことを踏まえまして、文部科学省としては、一つには、

教育委員会や校長会などの関係団体に働きかけます。

それから、この通知を発出いたしましたことを踏まえまして、文部科学省としては、一つには、

響によりまして、震災から約三年半がたちますけれども、現在においても、福島県への修学旅行など件数が震災前を大きく下回る状況にあると認識しております。

具体的には、修学旅行のみに限ったデータといふものはないんですけども、むしろ修学旅行を含んだ教育旅行のデータといたしまして、福島県観光局のデータによりますと、震災の発生前には約七十万人で推移いたしておりました延べ宿泊人

数が、震災直後の平成二十三年度には約十三万人と大きく落ち込みまして、その後徐々に回復して

おります一方、平成二十五年度で約三十二万人と

いうことでござりますので、震災前の五割弱程度にとどまつております。

文部科学省といたしましては、平成二十三年の八月に、各都道府県教育委員会等に対し、観光庁の依頼に基づきまして、風評に惑わされることなく、現地の正確な情報に基づき、福島県への修学旅行等を実施していただきたいという旨の観光庁の意向を周知いたしましたけれども、この状況の

復興庁及び観光庁の依頼に基づきまして、改めて同趣旨の復興庁及び観光庁の意向を周知したところです。

それから、この通知を発出いたしましたことを踏まえまして、文部科学省としては、一つには、

教育委員会や校長会などの関係団体に働きかけます。

それから、この通知を発出いたしましたことを踏まえまして、文部科学省としては、一つには、

教育委員会や校長会などの関係団体に働きかけます。

それから、この通知を発出いたしましたことを踏まえまして、文部科学省としては、一つには、

教育委員会や校長会などの関係団体に働きかけます。

それから、この通知を発出いたしましたことを踏まえまして、文部科学省としては、一つには、

教育委員会や校長会などの関係団体に働きかけます。

それから、この通知を発出いたしましたことを踏まえまして、文部科学省としては、一つには、

教育委員会や校長会などの関係団体に働きかけます。

それから、この通知を発出いたしましたことを踏まえまして、文部科学省としては、一つには、

教育委員会や校長会などの関係団体に働きかけます。

それから、この通知を発出いたしましたことを踏まえまして、文部科学省としては、一つには、

響によりまして、震災から約三年半がたちますけれども、現在においても、福島県への修学旅行など件数が震災前を大きく下回る状況にあると認識しております。

具体的には、修学旅行のみに限ったデータといふものはないんですけども、むしろ修学旅行を含んだ教育旅行のデータといたしまして、福島県観光局のデータによりますと、震災の発生前には約七十万人で推移いたしておりました延べ宿泊人

数が、震災直後の平成二十三年度には約十三万人と大きく落ち込みまして、その後徐々に回復して

おります一方、平成二十五年度で約三十二万人と

いうことでござりますので、震災前の五割弱程度にとどまつております。

文部科学省といたしましては、平成二十三年の八月に、各都道府県教育委員会等に対し、観光庁の依頼に基づきまして、風評に惑わされることなく、現地の正確な情報に基づき、福島県への修学旅行等を実施していただきたいという旨の観光庁の意向を周知いたしましたけれども、この状況の

復興庁及び観光庁の依頼に基づきまして、改めて同趣旨の復興庁及び観光庁の意向を周知したところです。

それから、この通知を発出いたしましたことを踏まえまして、文部科学省としては、一つには、

教育委員会や校長会などの関係団体に働きかけます。

それから、この通知を発出いたしましたことを踏まえまして、文部科学省としては、一つには、

教育委員会や校長会などの関係団体に働きかけます。

それから、この通知を発出いたしましたことを踏まえまして、文部科学省としては、一つには、

教育委員会や校長会などの関係団体に働きかけます。

それから、この通知を発出いたしましたことを踏まえまして、文部科学省としては、一つには、

教育委員会や校長会などの関係団体に働きかけます。

それから、この通知を発出いたしましたことを踏まえまして、文部科学省としては、一つには、

教育委員会や校長会などの関係団体に働きかけます。

それから、この通知を発出いたしましたことを踏まえまして、文部科学省としては、一つには、

教育委員会や校長会などの関係団体に働きかけます。

それから、この通知を発出いたしましたことを踏まえまして、文部科学省としては、一つには、

発達の段階や特性等を十分考慮して各学校において定めるべきものでござりますけれども、各学校が適切に修学旅行の行き先を定めることができまますよう、教育委員会等を通じて参考となる情報の周知が必要というふうに考えますので、これからも関係省庁それから福島県とも連携をして努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○中野委員 ありがとうございました。

初中局長は、何か次の委員会にまた行かれるということで、もう御退席いただいて結構でござりますので、よろしくお願ひします。

では、今回議論になつてゐる、まさにCSCC条約の関係の質問に入らせていただきたいと思うんですけれども、先ほどの質問でも、このCSCC条約に入るメリット、意義は何かということがさまざま議論されておりました。やはり、国際的な原子力損害賠償の体制を構築する、あるいは、日本であるとか日本企業、被害者の方の迅速な救済が図られる等々、企業の行動の予見可能性が高まる、さまざまの意義があるというふうに私も承知をしております。

よくCSCC条約の入るメリットの説明として、福島の廃炉で外国の企業の方が活動しやすくなるというお話をされることが多いかと思います。やはり、日本で起きる原子力の事故に関して、外国の企業に対してどういう補償になるか、こういう観点から、こういう御説明をなされているかと思うんですけれども、私、逆のケースもあると思っておりまして、すなわち、外國の原子力事故で、邦人であるとか邦人企業がもちろん被害に遭います。島国でございますので、越境して被害どころというのが、具体的にはこういう形でというのがなかなか想定しにくいかもしませんけれども、もちろん外國で活動される場合のケースもある、このように考えます。

○中村政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、この条約によりまして、裁判管轄権の集中ですか事業者への責任集中など、各国、締約国に共通のルールがもたらされることがあります。これによりまして、原子力関連事業における法的予見性を高めることができるとますけれども、今まで取り組んできたところでございます。

逆に、日本の企業が外國に行きました場合におきましても、締約国との間でありますれば、裁判管轄権の集中ですとか事業者への責任集中といつたようなルールが適用されますので、その関係において、我が国の企業の活動の基盤が整備をされてくるというふうなことが言えようかと考えているところでございます。

○中野委員 ありがとうございます。

しかし、そうすると、いろいろな意義、メリットでは、やはり、日本の周辺国であるとかつながりの深い国々がこのCSCCに加盟をどんどんしていくかないといけないんだろうなというふうに思います。

例えば、中国、韓国なども含めたアジア諸国でありますとか、こうした国々に、今後どのようにござりますけれども、私は、このCSCCの見直しについていくのか、あるいはどのように見直しを考えられていくのかについてもお伺いをしたいというふうに思います。

○中村政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、中国、韓国を含めます近隣諸国にCSCC条約の加盟を促すということは、

このCSCCに加盟するメリットとして、邦人あるいは邦人企業、外國でこういう事故に遭われたようなときに、具体的にどのように救済をされたいのか、どのようなメリットがあるのかというのを、ひとつ確認させていただきたいというふうに思います。

○中村政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、この条約によりまして、裁判管轄権の集中ですか事業者への責任集中など、各国、締約国に共通のルールがもたらされることがあります。これによりまして、原子力関連事業における法的予見性を高めることができるとますけれども、今まで取り組んできたところでございます。

逆に、日本の企業が外國に行きました場合におきましても、締約国との間でありますれば、裁判管轄権の集中ですとか事業者への責任集中といつたようなルールが適用されますので、その関係において、我が国の企業の活動の基盤が整備をされてくるというふうなことが言えようかと考えているところでございます。

○中野委員 ありがとうございます。

さあざまな取り組みがこれからも必要になってくるかと思います。

やはりこのCSCC、国際的な原子力損害賠償の枠組みを、しっかりと我が国の責任として構築をしていく責任を担つていくことだと思います。

○下村国務大臣 御指摘のように、原子力損害賠償制度の見直しにつけてこれまでさまざま取り組みを行つてまいりました。

具体的例におきましては、原子力損害賠償紛争解決センターの整備や時効特例法の制定、また、昨年末に閣議決定をいたしました福島再生加速化方針におきまして、今回の福島第一原発事故に伴う賠償費用等の負担や事故取扱への関与について国と事業者との役割分担を明確化し、さらに、さきの通常国会で改正された原子力損害賠償・廃炉等支援機構法におきまして、事故が生じた場合に賠償と事故収束の両面から事業者を支援する仕組みの整備をしてきたところもあります。

その上で、制度のさらなる見直しについては、内閣官房副長官が主宰をし、関係大臣などから成る原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣

るよりは邦人企業、外國でこういう事故に遭われたようなときに、具体的にどのように救済をされたいのか、どのようなメリットがあるのかというのを、ひとつ確認させていただきたいというふうに思います。

非常に重要なことであるというように考えてござります。

今般、我が国がCSCC条約を締結しました場合には、CSCC条約が発効することになります。この条約の発効が、これら近隣諸国を含む各国による締結の促進につながることを期待するところでございます。

さらに、政府といたしましては、アジア地域を中心といたしましては、アジア地域を中心とした国々がこのCSCC条約を締結したことになります。これによりまして、原子力関連事業における法的予見性を高めることができます。

逆に、日本の企業が外國に行きました場合におきましても、締約国との間でありますれば、裁判管轄権の集中ですとか事業者への責任集中といつたようなルールが適用されますので、その関係において、我が国の企業の活動の基盤が整備をされてくるというふうなことが言えようかと考えているところでございます。

非常に重要なことであるというように考えてござります。

非常に重要なことであるというように考えてござります。

(微収金の微収手続)

第九条 一般負担金その他この節の規定による微収金は、この節に別段の定めがある場合を除き、国税微収の例により微収する。

第二節 特別負担金

(特別負担金の微収及び納付義務)

第十一条 文部科学大臣は、条約第四条1(b)の規定によりその額が算定される拠出金に要する費用に充てるため、原子力事業者であつて、その原子力損害(対象原子力損害を含む場合に限る)の賠償請求権に係る債務について弁済をした金額及び当該賠償請求権を有する者の承諾があつた金額の合計額に相当する金額が原子力損害の発生の原因となつた事実一について政令で定められたものから、特別負担金を微収する。

2 前項に規定する原子力事業者は、特別負担金を納付する義務を負う。

(特別負担金の額の算定方法)

第十二条 前条第一項に規定する原子力事業者から徴収する特別負担金の額の算定方法は、条約第四条1(b)の規定により我が国についてその額が算定される拠出金の額、当該原子力事業者の対象原子力損害に係る原子力損害賠償資金の額その他の事情を考慮して、政令で定める。(準用)

第十三条 第六条から第九条までの規定は、第十一条第一項に規定する原子力事業者から徴収する特別負担金について準用する。この場合において、第六条第一項中「前条」とあるのは「第十一」と、第八条及び第九条中「この節」とあるのは「次節」と読み替えるものとする。

第四章 雜則

(報告微収及び立入検査)

文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、原子力事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、原子力事業者の事務所若しくは工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

理由である。

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償契約に関する法律の一部を改正する法律案

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案

とができない。

(施行期日)

附 則

第一条 この法律は、原子力損害の補完的な補償に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に行われている核燃料物質等(第一条の規定による改正前の原子力損害の賠償に関する法律(次項において「旧賠償法」という。)第一条第一項第五号に規定する核燃料物質等をいう。)の運搬については、第一条の規定による改正後の原子力損害の賠償に関する法律(以下「新賠償法」という。)第三条第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

2 新賠償法第四条の二の規定は、この法律の施行前に原子力損害(旧賠償法第二条第二項に規定する原子力損害をいう。次項において同じ。)の発生の原因となつた事が生じた場合における損害賠償の額の算定については、適用しない。

3 この法律の施行前に原子力損害の発生の原因となつた事実が生じた場合における求償権については、新賠償法第五条及び附則第四条第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

4 新賠償法第九条の二の規定は、この法律の施行前に締結された原子力損害賠償責任保険契約については、適用しない。

理由

原子力損害の補完的な補償に関する条約の締結に伴い、原子力事業者間の核燃料物質等の運搬により生じた原子力損害を賠償する責任に関する特約については書面によらないこととともに、核燃料物質等の運搬に係る原子力損害賠償責任保険契約については当該契約の保険者は当該核燃料物質等の運搬の開始後その終了までの間ににおいてこれを解除することができないこととする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第六号

文部科学委員会議録第四号

平成二十六年十月三十一日

平成二十六年十一月十八日印刷

平成二十六年十一月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C